

# 中小企業新事業活動促進法のご案内（概要）

商工労働部経営支援課  
電話 043-223-2712  
FAX 043-227-4757

中小企業新事業活動促進法は、中小企業の方々が行う経営革新に対する取組みを支援することを目的として、低利融資や債務保証の拡充など幅広い支援措置を講じようとするものです。

本法に基づく支援措置を受けるためには、中小企業の皆様が「経営革新計画」を作成し、知事の承認を受ける必要があります。

また、経営革新計画の承認を受けるためには、計画内容に「新たな事業活動」と「経営目標」が含まれていることが必要です。

## 1. 経営革新計画の内容

「新たな事業活動」とは、事業者にとって新たな事業活動であって、経営の向上に大きく資するもので次の類型事業を含むものです。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

また、「新たな事業活動」は個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。

ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。

## 2. 経営革新計画の数値目標

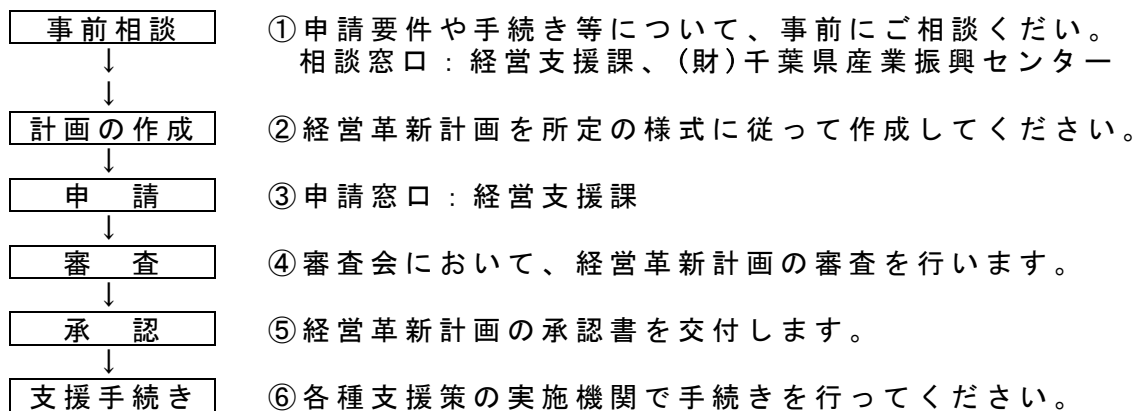
経営革新計画の期間は、3年から5年です。

数値目標は、この計画期間中に付加価値額又は一人当たり付加価値額の伸び率が「計画年数」×「3%」以上、かつ、経常利益率の伸び率が「計画年数」×「1%」以上を設定する必要があります。

- ① 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ② 一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷従業員数
- ③ 経常利益＝営業利益－営業外費用

## 3. 手続き

経営革新計画の承認を受けるためには以下の手続きが必要です。



お問い合わせ先  
千葉県商工労働部経営支援課・経営支援室  
千葉市中央区市場町1-1（県庁本庁舎14階） TEL 043-223-2712

# 中小企業新事業活動促進法に基づく支援措置

## 1 対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業、組合等の事業者

## 2 主な支援措置

### (1) 政府系金融機関による低利融資

- ・貸付利率 特別利率（土地にかかる資金（基準金利）を除く。）  
＜政策公庫：中小企業事業（旧：中小公庫）＞  
特別利率③（特別利率限度額2.7億円）  
ただし、信用リスク、融資期間等に応じて別に定める利率が上乘せされます。  
＜政策公庫：国民生活事業（旧：国民公庫）＞  
特別利率C（特別利率限度額7,200万円）  
ただし、担保・保証人特例等を受ける場合は、別に定める利率が上乘せされます。
- ・貸付限度額 ＜政策公庫：中小企業事業＞  
設備資金：7.2億円（うち運転資金2.5億円）  
＜政策公庫：国民生活事業＞  
設備資金：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
- ・貸付期間 ＜政策公庫：中小企業事業、国民生活事業とも同じ＞  
設備資金：原則15年以内（特に必要な場合は20年以内）  
（うち据置期間2年以内）  
運転資金：原則5年以内（特に必要な場合は7年以内）  
（うち据置期間1年以内：特に必要な場合は3年以内）

### (2) 千葉県制度融資（挑戦資金）

- ・挑戦資金
- 貸付限度額 設備資金：1億円以内（運転資金5,000万円以内）
- 貸付利率 3年以内（1.8%）、3年超～5年以内（2.0%）  
5年超～7年以内（2.2%）、7年超（2.4%）
- 貸付期間 設備資金：10年以内（うち据置期間3年以内）  
運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

### (3) 中小企業信用保険法の特例（債務保証付保限度額の拡大）

- ・普通保険等の別枠設定
- 普通保険 2億円 → 別枠2億円（組合：4億円 → 別枠4億円）
- 無担保保険 8,000万円 → 別枠8,000万円
- 無担保無保証人 1,250万円 → 別枠1,250万円（小規模事業者が対象）

### (4) 税制措置

- ・設備投資減税
- 設備取得額の7%の税額控除又は30%の特別償却  
リース費用総額の60%相当額について7%の税額控除

### (5) 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

- 貸付限度額 6千万円
- 貸付割合 2/3以内
- 貸付利率 無利息
- 償還期間 7年以内（公害防止等施設は12年以内）  
据置期間1年、月賦均等償還

※ 上記以外にも支援策を用意しています。他の支援策や支援策の詳細については、県経営支援課若しくは各支援機関でご確認ください。

なお、支援措置については、経営革新計画の承認とは別に、それぞれの支援機関への申請及び審査が必要となります。

また、経営革新計画の承認は、支援等を保証するものではありません。